

狩猟者の皆様へのお願い

— 悲惨な事故を二度と繰り返さないために —

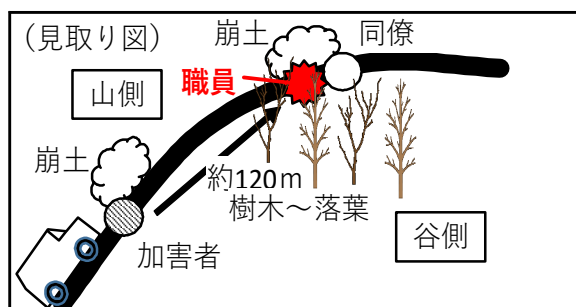
令和元年 7月29日 北海道森林管理局

昨年11月20日、恵庭市の国有林において、北海道森林管理局 石狩森林管理署の職員が、職務遂行中に、猟銃の誤射により死亡する事故が発生しました。

このような悲惨な事故を二度と繰り返さないため、令和元年度狩猟期間において、裏面の「国有林に入林する際の遵守事項」及び「銃猟安全の必須事項」を徹底するよう強くお願いします。

恵庭市国有林 猟銃誤射による国有林職員死亡事故の概要

- 1 事故発生日時
平成30年11月20日（火） 13時50分頃
- 2 事故現場
恵庭市盤尻 ラルマナイの滝付近の国有林
- 3 死亡した国有林職員について
北海道森林管理局 石狩森林管理署 恵庭森林事務所勤務
年齢：38歳
- 4 加害者
北海道猟友会札幌支部所属会員（49歳 会員歴4年）
- 5 事故の概況
 - ・加害者は単独でシカ猟を行っていた。
 - ・職員は、同僚と二人で林道上の倒木処理のため、加害者の反対方向の上手側の林道から作業を行いながら進んでいた。
 - ・職員は、林道の下手側に加害者の車を発見し、加害者の上手側は崖崩れのため車両では通行ができないことを伝えようと歩いて近づいて行ったところ、加害者が発砲したスラグ弾が命中し倒れた。
 - ・ただちに、車両とドクターヘリで病院に搬送したが、15時32分頃死亡が確認された。
 - ・職員は、オレンジ色のヘルメットと赤いジャンパーの目立つ服装をしていた。
 - ・加害者は、猟友会配布のベストは着用していなかった。



絶対に守っていただきたいこと

1 国有林に入林する際の遵守事項

- ・ 令和元年度の狩猟期間においては、平日は有害鳥獣捕獲を除いて、一般の銃猟は禁止です。必ず守って下さい。
- ・ 一般の銃猟が可能となる土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）についても、森林管理署が指定する「銃猟立入禁止区域」には絶対に入らないで下さい。
- ・ 必ず、入林届を行って下さい。
- ・ 地元の森林管理署の指導事項に必ず従って下さい。

2 銃猟安全の必須事項

- ・ 矢先の確認、獲物の確認
- ・ 脱包の確認
- ・ 林道や登山道上での発砲禁止
- ・ 残滓放置の禁止
- ・ 複数人での出猟
- ・ 目立つ色の服装の着用

<銃猟入林にかかる留意事項等>

- 1 残滓の放置、平日における国有林内での一般の銃猟行為など、法令やルール違反を発見した場合は、銃猟入林証（入林届）を没収するとともに、次年度の入林届を受理しないこととします。
- 2 立入禁止区域には、現地に「発砲禁止」「平日発砲禁止」ののぼりのほか、銃猟立入禁止区域図などを設置しております。立入禁止区域内への立入り及び発砲を絶対に行わないこと。
- 3 銃器による鳥獣の捕獲等を実施する場合は、入林の手続きの際に渡された「捕獲等実施中の表示」を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。